

講義・演習概要

(シラバス)

基本法制研修A

第4期

【令和元年10月9日～令和元年11月8日】

基本法制研修A 第4期シラバス一覧

研修課目（*印=効果測定課目）	配布	担当講師	
1 憲法（*）	○	渋谷 秀樹	立教大学大学院法務研究科教授
2 行政法（*）	○	木村 俊介	明治大学公共政策大学院教授
3 民法（*）	○	遠藤 研一郎	中央大学法学部教授
4 財政学	○	神野 直彦	日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授
5 地方自治制度（*）	○	松永 邦男	地方職員共済組合理事長
	○	生沼 裕	地方職員共済組合監事
6 地方公務員制度（*）	○	猪野 積	自治大学校客員教授

課 目 名	憲法
時 限 数	16 時限
担 当 講 師	立教大学大学院 教授 渋谷 秀樹 <プロフィール> 昭和 53 年 4 月 東京大学法学部卒業 昭和 59 年 4 月 東京大学大学院法学政治学研究科博士課程満期退学 平成 8 年 1 月 大阪府立大学経済学部教授 平成 9 年 4 月 明治学院大学法学部教授 平成 12 年 4 月 立教大学法学部教授 平成 16 年 4 月 立教大学大学院法務研究科教授 (現在に至る) 平成 18 年 11 月 立教大学大学院法務研究科委員長 (平成 24 年 4 月まで) 平成 25 年 3 月 博士 (法学) (大阪大学論文博士)
ね ら い	憲法は中央政府 (国) のみならず地方政府 (地方公共団体) の基本法である。本講義では、憲法の基本原理、人権保障および統治活動に関するを幅広く理解し、地方の現場において活用できるような素養を培うことをねらいとしたい。
講 義 概 要	憲法の理論体系は、憲法の内容・概念・基本原理などに関する「憲法総論」、人権の概念・保障の範囲・通則などに関する「人権総論」、身体の所在・経済生活・精神生活・共同生活にそれぞれかかわる諸権利に関する「人権各論」、権力分立原理・統治機構通則に関する「統治機構総論」、そして中央政府と地方政府の組織・活動などに関する「統治機構各論」によって構成されている。 講義はレジュメの項目にしたがい、教科書の該当ページ・関連判例などを参照しながら進めていく。講義内容の項目は以下の通りである。(なお、地方政府については「人権総論」終了後引き続き講義する予定である。) 第 1～3 時限 憲法総論 第 4～6 時限 人権総論 第 7～8 時限 統治機構各論・地方政府 第 9～14 時限 人権各論 第 15 時限 統治機構総論 第 16 時限 統治機構各論
受 講 上 の 注 意	事前に e-ラーニングで該当項目を予習しておくことが望ましい。
使 用 教 材	渋谷 秀樹『憲法』(第 3 版, 2017 年, 有斐閣) 野中俊彦・江橋崇編著・渋谷秀樹補訂『憲法判例集』(第 11 版, 2016 年, 有斐閣) 渋谷 秀樹『憲法への招待』(新版, 2014 年, 岩波新書)
効 果 測 定	レポートによる
そ の 他 (他の課目との関連)	なし

課 目 名	行政法																																																										
時 限 数	23時限																																																										
担 当 講 師	<p> 明治大学公共政策大学院教授，政策研究大学院講師，国際基督教大学講師，自治大学校客員教授等 木村 俊介 〈プロフィール〉 1986年東京大学法学部卒。米国コーネル法律大学院修士，一橋大学博士（法学）。 総務省（旧自治省）入省。財政制度調整官，外国人台帳企画室長，財政課参事官，政策研究大学院教授，一橋大学教授等のほか，広島県地方課，岐阜県企画調整課・財政課，松山市助役等の勤務経験を有する。 総務省財政課基本問題研究会委員，東京都人権条例審査会会長，静岡県ファミリーメンジメント委員，川崎市財政研究会委員・同ファミリーメンジメント委員，小平市ファミリーメンジメント推進委員長，葛飾区人権施策推進委員長等を務める。 主な著書；『広域連携の仕組み（改訂版）』第一法規，『グローバル化時代の広域連携』第一法規，『Regional Administration in Japan』Routledge，『Métropoles en chantiers2』Berger Revault </p>																																																										
ね ら い	<p> 地方公共団体の行政は，法律による行政の原理の下で，行政法規を適切に運用することが求められている。また，行政法規の運用は，制定法の解釈だけではなく，実務，学説及び判例を通じて形成される各種の一般法理が重要な位置を占めている。このことを踏まえ，本講義は，各種行政活動や政策法務等に資するよう行政法の体系的な理解を図ることをねらいとする。 </p>																																																										
講 義 概 要	<p> 各回の講義予定は以下のとおり（[]は時限数） </p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>日 時</th> <th>講 義</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">10/9(水)</td> <td>第1講</td> <td>講義の進め方，法学の基礎知識</td> </tr> <tr> <td>第2講</td> <td>行政法の基本構造，法律による行政の原理</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10/16(水)</td> <td>第3講</td> <td>行政法的一般原則</td> </tr> <tr> <td>第4講</td> <td>演習(第1回)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">10/17(木)</td> <td>第5講</td> <td>演習発表(第1回)</td> </tr> <tr> <td>第6講</td> <td>行政組織法，行政基準</td> </tr> <tr> <td>第7講</td> <td>行政行為(1)(2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10/21(月)</td> <td>第8講</td> <td>行政裁量</td> </tr> <tr> <td>第9講</td> <td>行政契約</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10/23(水)</td> <td>第10講</td> <td>演習(第2回)</td> </tr> <tr> <td>第11講</td> <td>演習発表(第2回)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">10/24(木)</td> <td>第12講</td> <td>行政指導</td> </tr> <tr> <td>第13講</td> <td>行政調査</td> </tr> <tr> <td>第14講</td> <td>行政法上の義務履行確保・執行罰</td> </tr> <tr> <td>第15講</td> <td>行政手続</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10/30(水)</td> <td>第16講</td> <td>行政上の救済手続，国家賠償法(1)</td> </tr> <tr> <td>第17講</td> <td>国家賠償法(2)(3)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">10/31(木)</td> <td>第18講</td> <td>演習(第3回)</td> </tr> <tr> <td>第19講</td> <td>演習発表(第3回)</td> </tr> <tr> <td>第20講</td> <td>損失補償，行政上の救済手続</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">11/6(水)</td> <td>第21講</td> <td>行政事件訴訟法概観，取消訴訟(1)</td> </tr> <tr> <td>第22講</td> <td>取消訴訟(2)(3)</td> </tr> <tr> <td>第23講</td> <td>取消訴訟(4)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">講義計画は，状況に応じ，変更される場合がある。</p>	日 時	講 義	内 容	10/9(水)	第1講	講義の進め方，法学の基礎知識	第2講	行政法の基本構造，法律による行政の原理	10/16(水)	第3講	行政法的一般原則	第4講	演習(第1回)	10/17(木)	第5講	演習発表(第1回)	第6講	行政組織法，行政基準	第7講	行政行為(1)(2)	10/21(月)	第8講	行政裁量	第9講	行政契約	10/23(水)	第10講	演習(第2回)	第11講	演習発表(第2回)	10/24(木)	第12講	行政指導	第13講	行政調査	第14講	行政法上の義務履行確保・執行罰	第15講	行政手続	10/30(水)	第16講	行政上の救済手続，国家賠償法(1)	第17講	国家賠償法(2)(3)	10/31(木)	第18講	演習(第3回)	第19講	演習発表(第3回)	第20講	損失補償，行政上の救済手続	11/6(水)	第21講	行政事件訴訟法概観，取消訴訟(1)	第22講	取消訴訟(2)(3)	第23講	取消訴訟(4)
日 時	講 義	内 容																																																									
10/9(水)	第1講	講義の進め方，法学の基礎知識																																																									
	第2講	行政法の基本構造，法律による行政の原理																																																									
10/16(水)	第3講	行政法的一般原則																																																									
	第4講	演習(第1回)																																																									
10/17(木)	第5講	演習発表(第1回)																																																									
	第6講	行政組織法，行政基準																																																									
	第7講	行政行為(1)(2)																																																									
10/21(月)	第8講	行政裁量																																																									
	第9講	行政契約																																																									
10/23(水)	第10講	演習(第2回)																																																									
	第11講	演習発表(第2回)																																																									
10/24(木)	第12講	行政指導																																																									
	第13講	行政調査																																																									
	第14講	行政法上の義務履行確保・執行罰																																																									
	第15講	行政手続																																																									
10/30(水)	第16講	行政上の救済手続，国家賠償法(1)																																																									
	第17講	国家賠償法(2)(3)																																																									
10/31(木)	第18講	演習(第3回)																																																									
	第19講	演習発表(第3回)																																																									
	第20講	損失補償，行政上の救済手続																																																									
11/6(水)	第21講	行政事件訴訟法概観，取消訴訟(1)																																																									
	第22講	取消訴訟(2)(3)																																																									
	第23講	取消訴訟(4)																																																									
受 講 上 の 注 意	<p> 行政法は扱う教材の量が多いため，十分な予習が求められる。 講義には，行政争訟関係法令が掲載された六法を持参すること。 自分が所属する自治体の行政手続き条例を読んでおくこと。 </p>																																																										
使 用 教 材	<p> 桜井敬子，橋本博之 『行政法（第6版）』 弘文堂，2019年。補助教材。 【参考文献】 藤田宙晴 『行政法入門（第7版）』 有斐閣，2016年。 宇賀克也 『行政法概説 I・II（第6版）』 有斐閣，2017年。 磯部力ほか 『行政法の新構想 I・II・III』 有斐閣，2011年。 </p>																																																										
効 果 測 定	判例演習発表・個人報告 20%，期末試験 80%（期末試験の範囲については講義において説明する）																																																										
そ の 他 (他の課目との関連)	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政法規が掲載された六法全書を講義時に携帯すること 2 補助教材は事前に配布するので留意すること 3 憲法及び民法について必要に応じて学習することが求められる。 																																																										

課 目 名	民法
時 限 数	20 時限
担 当 講 師	<p>中央大学法学部教授 遠藤 研一郎 <プロフィール> 中央大学大学院法学研究科博士前期課程修了 2000 年より岩手大学人文社会科学部講師、2002 年より同大学助教授 2004 年より獨協大学法学部助教授、2007 年より中央大学法学部准教授 2009 年より現職</p>
ね ら い	<p>民法は、市民社会のための最も基本的な法律の一つであり、地方自治体の実務とも密接な関係にある。本講義では、20 時限を通じて、民法の全体構造を解説し、まずは民法という法律を知ってもらうとともに、地方公務員が実務上、特に知っておくべき条文や制度を中心にその内容を明らかにする。</p>
講 義 概 要	<p>【1 時限】民法とは 【2 時限】権利義務の主体（自然人、法人）と客体（物） 【3～4 時限】所有権、物権変動（対抗要件、公信の原則） 【5～7 時限】契約（成立、無効・取消し、典型契約） 【8 時限】不法行為責任 【9 時限】債務不履行 【10 時限】担保 【11～16 時限】民法と行政に関わりのある問題に関するグループワーク 【17～20 時限】調査報告</p>
受講上の注意	テキストをしっかりと熟読してから受講すること。
使用教材	遠藤研一郎『民法〔財産法〕を学ぶための道案内（第2版）』（法学書院）およびテキストの補助レジュメ
効果測定	筆記試験による。なお、グループワークによる調査報告も加味する。
そ の 他 (他の課目との関連)	なし

課 目 名	財政学
時 限 数	8時限
担 当 講 師	日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授 神野直彦 <プロフィール> 1969年 東京大学経済学部卒業 1969年 日産自動車株式会社入社 1981年 東京大学大学院博士課程修了 1983年 大阪市立大学経済学部助教授 1992年 東京大学経済学部教授 2003年 東京大学大学院経済学研究科長・経済学部長 2008年 地方財政審議会委員・会長 2016年 地方財政審議会委員・会長退任 2017年 日本社会事業大学学長就任
ね ら い	財政は経済・政治・社会の交錯現象であり、財政を学ぶことでトータル・システムとしての社会全体を理解できる。こうした財政現象を学問の対象とする財政学の基礎を学びながら、地方自治体の職員として必要な専門知識の修得を図るとともに、社会の構成員として必要な幅広い見識を培うことをねらいとする。
講 義 概 要	1. 市場社会と財政 (1) 公的貨幣現象としての財政 (2) 財政の三つの機能 2. 財政のコントロール・システム (1) 財政民主主義と予算原則 (2) 予算循環と予算過程 3. 財政の収入システム (1) 租税原則と租税分類 (2) 所得課税・消費課税・資産課税 (3) 公債原則と財政運営 4. 財政の支出システム (1) 実質的経費と移転的経費 (2) 公企業と投融資 5. 政府間財政関係の理論 (1) 垂直的財政調整と水平的財政調整 (2) 税源配分と行政任務配分
受講上の注意	特になし
使用教材	レジュメを配布する。『財政学 改訂版』(有斐閣, 2007年) ※テキスト指定。 【参考文献】 『財政のしくみがわかる本』(岩波ジュニア新書, 2007年) 『日本の地方財政』(有斐閣, 2014年, 共著) 『経済学は悲しみを分かち合うために』(岩波書店, 2018年)
効果測定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	なし

課 目 名	地方自治制度
時 限 数	24時限
担 当 講 師	<p>○松永邦男 前半(12時限)担当 <プロフィール> 昭和54年、東京大学法学部卒業、自治省(総務省)入省。総務省のほか、北海道、横浜市、静岡県、内閣法制局等に勤務。平成29年3月内閣法制局第一部長を退官。現在、地方職員共済組合理事長。</p> <p>○生沼 裕 後半(12時限)担当 <プロフィール> 平成元年、東京大学法学部卒業、自治省(総務省)入省。総務省(自治大学校教授等)のほか、大阪府、福岡市、山口県、環境庁等に勤務。この他、高崎経済大学教授、北海道大学公共政策大学院教授などを経て、現在、地方職員共済組合監事。</p>
ね ら い	本講義では、国家統治の礎の役割を果たしている地方自治制度について、歴史的経緯等を踏まえながら、地方自治法や関連判例等を概説することにより、その内容を受講生が体系的・実務的に理解することを目的とする。
講 義 概 要	<p>(前半) 1 地方自治制度総説 2 地方公共団体の意義と種類等 3 住民の権利と義務 4 地方公共団体の事務 5 条例と規則(自治立法権)</p> <p>(後半) 6 議会 7 執行機関 8 財務 9 住民監査請求・住民訴訟と職員の賠償責任 10 公の施設 11 国と普通地方公共団体との関係 及び普通地方公共団体相互間の関係 12 その他(外部監査契約制度ほか)</p>
受講上の注意	下記使用教材のほか、レジュメを配布する。
使 用 教 材	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法講義 第4版 猪野 積 (第一法規) ・地方自治判例百選 第4版 (有斐閣) ・地方自治小六法 (学陽書房) ・講義ノート、地方自治制度講義資料(自治大学校教授室)
効 果 測 定	筆記試験
そ の 他 (他の課目との関連)	なし

課 目 名	地方公務員制度
時 限 数	11 時限
担 当 講 師	<p>猪野 積</p> <p><プロフィール></p> <p>昭和 47 年京都大学法学部卒業 自治省入省 公務員第一課課長補佐、行政課理事官、岡山県総務部長、自治省公務員課長、徳島県副知事、消防庁審議官、平成国際大学法学部教授（行政法・地方自治法担当）、明治大学公共政策（専門職）大学院兼任講師、自治研修協会理事等を経て、現在、自治大学校客員教授</p>
ね ら い	<p>行政の遂行という地方公共団体の目的のための最も重要な手段である「人」に関し、特別に定められたその調達、配分、活用の方法及び管理組織の基本的体系である地方公務員制度について、その内容を背景となっている理念まで遡って体系的かつ実務的に理解することを目的とする。</p>
講 義 概 要	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公務員制度の対象、理念、関係法令 2 任用①（任用の法的性格、人事機関、任用制限等） 3 任用②（任用の種類と手続等） 4 離職 5 公務秩序の維持①（服務規律①） 6 公務秩序の維持②（服務規律②、懲戒処分） 7 公務能率の維持・向上（分限、能力開発等） 8 勤務条件①（労働基準法の適用関係、給与） 9 勤務条件②（給与以外の勤務条件）及び職員の利益の保護 10 地方公務員の労働基本権①（総論） 11 地方公務員の労働基本権②（各論）
受 講 上 の 注 意	<p>講義概要の通番は時限数であり、実際には1回で2又は3時限連続で5回行う。必ず六法で条文を確認しながら講義を聴くこと。</p>
使 用 教 材	「地方公務員制度講義 第6版」猪野 積（第一法規）、地方公務員制度講義資料
効 果 測 定	レポート課題
そ の 他 (他の課目との関連)	人事評価の詳細については、稲継裕昭教授の講義によること

基本法制研修A第4期 Syllabus

作成：自治大学校教務部

〒190-8581 東京都立川市緑町10番地の1

TEL (042) 540-4502 (教務部直通)

FAX (042) 540-4505 (教務部)
